

# 令和3年度 総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する 運用ガイドラインの一部変更について

---

契約検査課

## 【概要】

令和3年度 総合評価落札方式（特別簡易型）を実施するに当たり、評価項目、配点等について、下記のとおり一部変更する。

## 【変更内容】

### 1. 「企業の施工能力」項目の「工事成績」について

（変更前）

各工事の工事成績評定に A から E までランク付けし、そのランクに準じて総合評価でも一様に平均値で加点、減点をする。

（変更後）

市発注の同業種工事における事業者の工事成績評定点の過去3か年度の平均値が、市全体の同業種工事における事業者の工事成績評定点平均値以上の場合に段階的に加点し、著しく低い評定点がある場合に得点を減点する。

### 2. 「配置予定技術者等の能力」項目のうち、「過去15年間における技術者の施工経験」について

（変更前）

- ・同種工事で主任（監理）技術者又は現場代理人として経験あり
- ・類似工事で主任（監理）技術者又は現場代理人として経験あり

（変更後）

- ・同種工事で主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として経験あり
- ・類似工事で主任（監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として経験あり

### 3. 「配置予定技術者等の能力」項目のうち、「継続教育（CPD）の取組」について

（変更前）

ア 評価基準は、入札公告日の前年度及び前々年度の2か年度における任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。

（変更後）

ア 評価基準は、入札公告日の属する前年度から起算して、過去3か年度における任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。

4. 「企業の信頼性・社会性」項目のうち、地域密着「社員の新規雇用」について  
(変更前)

- ア 入札告示日の属する年度の前年4月1日から入札告示日までの間における、藤枝市在住者等を新規正職員(満40歳以下)として継続雇用する事業者を対象とする。
- イ 学校卒業者とは、学校教育法第1条に定める中学校、高等学校、中等教育学校、大学(短期大学、大学院を含む。)及び高等専門学校等及び同法第124条に定める専修学校のうち高等専修学校又は専門学校、並びに静岡県行政組織規則第42条に定める静岡県立沼津技術専門学校、同清水技術専門学校、同浜松技術専門学校を、当該年度の前年3月31日までに卒業及び雇用した者(卒業証書の写しにより確認する)。

(変更後)

- ア 入札告示日の属する年度の前年4月1日から入札告示日までの間における、藤枝市在住者等を 新卒又は新規正職員(満40歳以下)として継続雇用する事業者を対象とする。
- イ 学校卒業者とは、学校教育法第1条に定める中学校、高等学校、中等教育学校、大学(短期大学、大学院を含む。)及び高等専門学校等及び同法第124条に定める専修学校のうち高等専修学校又は専門学校、並びに静岡県行政組織規則第42条に定める静岡県立沼津技術専門学校、同清水技術専門学校、同浜松技術専門学校を、当該年度の前年3月31日までに卒業した者とし、新卒者とはこれらを満たし、当該年度の4月1日までに雇用した者(卒業証書の写しにより確認する)をいう。

5. 「企業の信頼性・社会性」項目のうち、「技術者の育成」について  
(変更前)

主任(監理)技術者又は現場代理人として配置あり。

(変更後)

主任(監理)技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として配置あり。

6. 「企業の信頼性・社会性」項目の労働福祉「社員の障がい者の雇用状況」について  
(変更前)

従業員50人以上の事業者については法定雇用率(2%)の達成、従業員50人未満の事業者については正規雇用の有無により評価をする。

(変更後)

静岡県経済産業部が所管している障害者雇用企業名簿における登録の有無で評価する。

7. 「企業の信頼性・社会性」項目のうち、地域貢献「災害協定の締結状況」及び「建設機械の保有状況」について

(変更前)

災害協定の締結及び建設機械の保有状況は、単独の評価項目として、それぞれに加点している。

配点	災害協定の締結あり (水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力事業者含む)	0.5点
	建設機械の保有あり	0.5点

(変更後)

災害協定を締結している事業者及び水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力事業者について加点し、そのうち建設機械の保有状況により更に加点することとする。

配点	<u>災害協定の締結及び水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力あり</u>	<u>1.5点</u>
	<u>災害協定の締結又は水道夜間・休日緊急修繕維持待機当番協力あり</u>	<u>1.0点</u>
	<u>更に建設機械の保有あり</u>	<u>0.5点</u>
	<u>災害協定の締結なし</u>	<u>加点なし</u>
		<u>最大 2.0点</u>

8. 「企業の信頼性・社会性」項目のうち、地域貢献「災害対応に関する実動訓練等の活動状況」について

(変更前)

ア 前年度において、建設業が所有する建設用機械や建設用器具（発動発電機、土嚢等）または建設業としての知識技能等を活用し、屋内外で人や物を動かして行う訓練を災害対応に関する実動訓練として加点評価する。

(変更後)

ア 前年度 又は前々年度において、建設業が所有する建設用機械や建設用器具（発動発電機、土嚢等）または建設業としての知識技能等を活用し、屋内外で人や物を動かして行う訓練を災害対応に関する実動訓練として加点評価する。

9. 「その他」項目の履行状況「手持ち工事量」について

(変更前)

当該年度受注額を過去3年度の平均受注額で除した数値により評価している。

(変更後)

当該項目を削除する。